

知っ得 3 国保!

Q5

国保税の納期と納税の方法は？



国保税の納税方法には、普通徴収と特別徴収の2種類があります。



区分		納期	内容
普通徴収	現金納付	6月～翌年3月の年10期	納付書は毎年6月に発送します。納付期限内であれば、コンビニエンスストアでも納付できます。
	口座振替	6月～翌年3月の年10期	納期月の月末（月末が土・日・祝日の場合は翌営業日）が振替日となります。
特別徴収 (年金天引)	仮徴収	4・6・8月	前年度の国保税額を基に算出し、仮徴収を行います。新規に特別徴収が始まる人には、事前に仮徴収額決定通知書を送付していますので、ご確認ください。
	本徴収	10・12・2月	年税額から仮徴収を差し引いた額が3回に分けて徴収されます。

※特別徴収には条件があり、以下の条件をすべて満たしている人が対象となります。

- ・世帯主が国保に加入していること。
- ・世帯内の国保加入者が全員65歳以上75歳未満であること。
- ・世帯主が受給されている老齢基礎年金額が18万円以上であり、天引きされる国保税額と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えないこと。
- ・世帯主が介護保険料を年金天引きされていること。

※普通徴収と特別徴収の両方で納付になる場合があります！

年度途中で65歳に到達した場合や、特別徴収の要件に該当しなくなった場合に、納税方法が変更となるため、普通徴収と特別徴収に振り分けて納付いただくこととなります。(併徴) このため、普通徴収と特別徴収の納付月が重なる場合があります。



※特別徴収の人でも、希望により「口座振替」に変更することができます。

※特別徴収の人で、年度途中において75歳になられる場合は、その年度は普通徴収に切り替わりますのでご注意ください。

※年度途中で国保資格の異動などがあった場合は、その都度税額を再計算し、納税通知書を送付します。

6月は国民健康保険税の納付書発送月です!